

# 株式会社JWAY

## ケーブルプラスホーム電話利用規約

### 第1条【規約の適用】

本規約は、株式会社JWAY(以下「当社」といいます。 )と、「ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款」(以下「KDDIホーム電話約款」といいます。 )に基づきKDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。 )との間でケーブルプラスホーム電話サービス(以下「ホーム電話サービス」といいます。 )の利用に係る契約を締結する者との間におけるホーム電話サービス専用アダプタ(以下「対象端末」といいます。 )の設置サポートおよびホーム電話サービスに係る料金の請求等(以下あわせて「本取扱い」といいます。 )について適用されます。

- 2 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する本取扱いに関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

### 第2条【規約の変更】

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、本取扱いの条件は、変更後の規約によります。

- 2 当社が本規約において別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第3条【契約の成立】

ホーム電話サービスの申込みをする者(以下「申込者」といいます。 )が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社を通じてKDDIに対しホーム電話サービスの利用に係る申込みをし、KDDIがこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本取扱いに関する契約(以下「本契約」といいます。 )が成立します(以下、本契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます。 )。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約を承諾しないことがあります。
  - (1) 申込者が当社の業務区域以外に居住する者であるとき。
  - (2) ホーム電話サービスの利用に必要な電波環境が不十分である等、当該申込者によるホーム電話サービスの利用が技術上困難なとき。
  - (3) 申し込みをした者が、ホーム電話サービスに係る料金その他当社に対し支払うべき料金の支払いを怠るおそれがあるとき。
  - (4) 申込者が法人であることがわかったとき。
  - (5) 申込者が、当社が定めるケーブルテレビサービス、インターネットサービスその他の契約約款等に違反している、または違反していた事実から、KDDIホーム電話約款に違反するおそれがあると判断したとき。
  - (6) その他当社の業務遂行上著しい支障があると当社が認めるとき。

### 第4条【ホーム電話サービスに係る債権の譲渡等】

契約者は、KDDIホーム電話約款の規定に基づき契約者が KDDI に対して支払うべき料金その他の債務(以下「本利用料金等」といいます。 )に係る債権が、別途KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること及びその結果当社が本利用料金等を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への当該債権の譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

### 第5条【料金】

- 1 決済条件  
本利用料金等の支払期日及び支払方法は、当社が別に定めるところによります。
- 2 割増金  
契約者が、本利用料金等の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。 )の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。
- 3 延滞利息  
契約者が、本利用料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%(電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の適用に係る場合にあっては法定利率)の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。

### 第6条【サポート】

契約者が、KDDIによるホーム電話サービスの提供開始後も、ホーム電話サービスを利用できない場合は、ホーム電話サービス専用アダプタ(以下「対象端末」といいます。 )及び契約者の設備の利用環境・態様に問題がないか確認をした上で、当社に申告するものとします。

- 2 当社は、契約者からの前項の申告に基づき当社所定のサポート対応(以下「サポート」といいます。 )を行います。ただし、契約者の利用環境・態様及び申告の時間帯等によっては、サポートの実施が困難な場合又はサポートに相応の時間を要する場合があります。
- 3 前項の定めにかかわらず、契約者の対象端末の利用環境・態様に問題がある場合その他当社又はKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートを実施する責を負いません。

### 第7条【契約の解除】

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。ただし、本契約解除前の事由に基づき契約者に生じた債務は本契約の解除によって免除されるものではありません。

- (1) 本利用料金等の全部又は一部について支払期日を経過してもなお当社に対して支払われないとき又は支払われないおそれのあるとき。

- (2) 契約の申込みに当たって、契約者が事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
  - (3) 契約者が、当社に対して事前に通知等することなく当社の業務区域以外に転居等したことが判明したとき。
  - (4) 契約者が、本契約その他契約者と当社との間で成立した契約に違反した場合又は違反するおそれがある場合。
  - (5) その他当社の業務遂行上、支障があると当社が認めるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由及び本契約を解除する日を契約者に通知します。ただし、前項第3号に基づく場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
  - 3 ホーム電話サービスの提供に係るKDDIと契約者との契約が終了した場合であっても、契約者は、本利用料金等(その額が電気通信事業法施行規則第22条の2の9等に基づき請求できる金額を超えるときはその請求できる金額)について、なお支払いを要します。この場合において、本契約は、その支払いが完了したことをもって終了するものとします。

#### **第8条【責任の範囲】**

当社は、契約者に対して、当社の故意または過失がある場合を除き、一切の損害賠償責任および基本料金等の返還義務を負わないものとします。

#### **第9条【個人情報】**

当社は、契約者の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を個人情報の保護に関する法律及び当社の「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
  - (1) 本契約を履行すること(契約管理、料金課金、請求、サポート対応等を含みます。)
  - (2) 本契約の履行に係るサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと。
  - (3) 本契約の終了より1年間を限度として、前各号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うこと。
  - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
- 4 当社は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示提供しないものとします。
- 5 前項にかかわらず、個人情報の保護に関する法律第27条(第三者提供の制限)に基づき、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。

#### **第10条【不保証】**

当社は、本契約の締結により、KDDIから契約者への本サービスの提供を保証するものではありません。

#### **第11条【準拠法】**

本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとし、契約により生じる一切の紛争等については水戸地方裁判所日立支部を管轄裁判所とします。

#### **第12条【反社会的勢力の排除】**

契約者は、現在または過去5年以内において、自己または自己の代表者、役員または実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」)に該当または密接な関係にないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 加入者が、第1項の表明・確約に違反した場合には、相手方は何ら催告することなく、本契約を解除することができるものとします。

#### **第13条【定めなき事項】**

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附則

本規約は令和6年4月1日から施行します。